

令和 2 年 6 月 9 日 招 集

第 4 回 天 草 市 議 会 （ 定 例 会 ） 議 案 書

天 草 市

令和2年第4回天草市議会（定例会）議案

議案番号	件名	提出年月日	議決年月日	議決の結果
報告第2号	専決処分事項の報告について	令和2年 6月9日		
報告第3号	繰越明許費繰越計算書の報告について (令和元年度天草市一般会計)	"		
報告第4号	繰越計算書の報告について(令和元年度 天草市病院事業会計)	"		
報告第5号	繰越計算書の報告について(令和元年度 天草市下水道事業会計)	"		
報告第6号	一般財団法人天草下島北部地域観光 振興公社の経営状況の報告について	"		
報告第7号	株式会社うしぶかの経営状況の報告に ついて	"		
報告第8号	株式会社プラスファイブの経営状況の 報告について	"		
報告第9号	有限会社愛夢里の経営状況の報告に ついて	"		
議第56号	天草市税条例の一部を改正する条例の 制定について	"		
議第57号	天草市都市計画税条例の一部を改正す る条例の制定について	"		
議第58号	天草市国民健康保険税条例の一部を改 正する条例の制定について	"		
議第59号	天草市国民健康保険条例の一部を改正 する条例の制定について	"		
議第60号	天草市後期高齢者医療に関する条例の 一部を改正する条例の制定について	"		
議第61号	天草市宮地岳観光交流施設かかしの里 条例の制定について	"		

議案番号	件名	提出年月日	議決年月日	議決の結果
議第62号	指定管理者の指定について（在宅介護支援サテライト施設うしぶか）	令和2年 6月9日		
議第63号	公有水面埋立免許に関する意見を述べる ことについて	〃		
議第64号	市道路線の認定及び廃止について	〃		
議第65号	令和2年度天草市一般会計補正予算（第 4号）	〃		
議第66号	令和2年度天草市一般会計補正予算（第 5号）			
議第67号	令和2年度天草市国民健康保険特別会 計補正予算（第1号）	〃		
議第68号	令和2年度天草市国民健康保険診療施 設特別会計補正予算（第1号）	〃		
議第69号	令和2年度天草市斎場事業特別会計補 正予算（第1号）			
議第70号	令和2年度天草市病院事業会計補正予 算（第2号）	〃		

報告第2号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により議会において指定されている事項について、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和2年6月9日提出

天草市長 中 村 五 木

- 1 事故発生日時 令和2年5月1日（金曜日）
午後2時55分頃
- 2 事故発生場所 天草市旭町2番地（日本郵便株式会社佐伊津郵便局）
- 3 和解の相手方 天草市在住者（建物所有者）
- 4 事故の概要 上記日時及び場所において、本市職員が運転する公用車が、相手方所有の建物に接触し、当該建物^{ひきし}庇に損害を与えた。
- 5 損害賠償の額 330,000円
- 6 和解事項 当事者双方は、今後本件に関して、裁判上又は裁判外において一切の異議及び請求の申立てをしないこと。

報告第3号

繰越明許費繰越計算書の報告について

令和元年度天草市一般会計補正予算（第4号、第7号、第10号）第2条の繰越明許費は、別紙のとおり翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により報告する。

令和2年6月9日提出

天草市長 中 村 五 木

令和元年度 天草市一般会計繰越明許費繰越計算書

(単位：円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
2 総務費	1 総務管理費	防犯灯整備事業	1,590,000	1,590,000					1,590,000
		スポーツ拠点施設整備事業	51,098,000	51,098,000			51,000,000		98,000
		牛深港周辺整備事業	10,164,000	10,164,000					10,164,000
		新和支所営繕事業	37,932,000	24,532,000			23,300,000		1,232,000
3 民生費	2 高齢者福祉費	公的介護施設等整備費補助金	154,251,000	154,251,000		154,251,000			
5 農林水産業費	1 農業費	養豚農場野生動物侵入防護柵整備緊急支援事業	10,500,000	10,500,000					10,500,000
		3 水産業費	海岸堤防等老朽化対策事業	31,000,000	30,400,000		14,975,554	14,000,000	
	水産物供給基盤機能保全事業		121,000,000	92,371,000		46,185,433	46,100,000		85,567
	水産基盤整備事業		55,000,000	55,000,000		32,542,488	21,600,000		857,512
6 商工費	1 商工費	プレミアム付商品券事業	5,925,000	2,285,000		2,285,000			
		6次産業化推進事業	11,497,000	11,497,000		11,497,000			
		観光施設整備事業	56,139,000	56,139,000		10,250,000	45,800,000		89,000
		宮地岳観光交流施設整備事業	339,414,000	297,456,482		137,500,000	142,800,000		17,156,482
		御所浦白亜紀資料館整備事業	22,473,000	22,473,000					22,473,000

令和元年度 天草市一般会計繰越明許費繰越計算書

(単位：円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
7 土木費	1 土木管理費	民間建築物耐震改修促進事業	2,000,000	2,000,000		1,000,000			1,000,000
	2 道路橋梁費	市道維持補修事業	5,500,000	5,500,000					5,500,000
		市道改良（交付金）事業	234,373,000	207,382,000		130,663,000	76,700,000		19,000
		市道改良（単独）事業	13,000,000	11,000,000			6,300,000		4,700,000
	3 河川費	土砂災害危険住宅移転促進事業	3,000,000	3,000,000		3,000,000			
	4 港湾費	港湾施設改修事業	21,000,000	21,000,000		6,182,000	14,800,000		18,000
	5 都市計画費	熊本天草幹線道路連絡街路整備事業	249,056,000	198,376,000		65,964,030	125,700,000		6,711,970
都市計画道路太田町水の平線整備事業		431,474,000	224,064,000		111,274,670	107,100,000		5,689,330	
9 教育費	1 教育総務費	学校通信ネットワーク整備事業	154,534,000	154,534,000		74,577,000	79,800,000		157,000
計			2,021,920,000	1,646,612,482		802,147,175	755,000,000		89,465,307

報告第4号

繰越計算書の報告について

令和元年度天草市病院事業会計予算額について、別紙のとおり翌年度に繰り越したので、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により報告する。

令和2年6月9日提出

天草市長 中 村 五 木

令和元年度 天草市病院事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明 (繰越の理由)
						国県補助金	企業債	損益勘定 留保資金			
1 資本的支出	1 建設改良費	牛深市民病院 空調設備改修事業	円 330,000,000	円 0	円 330,000,000	円 0	円 330,000,000	円 0	円 0	円 0	事業の実施にあたり、 設備設計業務に不測 の期間を要したため、 予算を繰越して使用 する。
		河浦病院 給排水設備改修事業	円 20,000,000	円 0	円 20,000,000	円 0	円 0	円 20,000,000	円 0	円 0	事業の実施にあたり、 調査設計業務に不測 の期間を要したため、 予算を繰越して使用 する。
計			円 350,000,000	円 0	円 350,000,000	円 0	円 330,000,000	円 20,000,000	円 0	円 0	

報告第5号

繰越計算書の報告について

令和元年度天草市下水道事業会計予算額について、別紙のとおり翌年度に繰り越したので、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により報告する。

令和2年6月9日提出

天草市長 中 村 五 木

令和元年度 天草市下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳				不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						国県補助金	工事負担金	企業債	損益勘定留保資金			
1 資本的支出	1 建設改良費	小松原雨水幹線整備事業	22,000,000	0	22,000,000	6,000,000	0	12,000,000	4,000,000	0	0	関連する工事が、隣接する水田の耕作時期のずれ込みにより、全体の完成が遅れたため、本事業の適正工期が確保できなくなり予算を繰越して使用する。
		本渡道路管渠布設事業	13,000,000	0	13,000,000	0	8,000,000	3,000,000	2,000,000	0	0	次年度に予定していた事業を前倒しで実施する必要が生じたが、適正工期の確保が困難なため、予算を繰越して使用する。
		今釜新町ポンプ場ポンプ棟耐震壁改修事業	8,500,000	0	8,500,000	2,500,000	0	3,100,000	2,900,000	0	0	事業実施にあたり、障害物の移転を要するが、移転に不測の日数を要したため、予算を繰越して使用する。
		本渡浄化センター沈砂池電気設備改築事業	78,000,000	0	78,000,000	37,519,465	0	39,000,000	1,480,535	0	0	次年度に予定していた事業を前倒しで実施する必要が生じたが、適正工期の確保が困難なため、予算を繰越して使用する。
		漁業集落排水処理施設機能診断・機能保全事業	16,000,000	0	16,000,000	8,000,000	0	0	8,000,000	0	0	県の交付決定が遅れたため、予算を繰越して使用する。
		佐伊津浄化センター外構事業	37,500,000	0	37,500,000	17,208,676	0	16,600,000	3,691,324	0	0	設計内容の変更に期間を要したため、予算を繰越して使用する。
計			175,000,000	0	175,000,000	71,228,141	8,000,000	73,700,000	22,071,859	0	0	

報告第6号

一般財団法人天草下島北部地域観光振興公社の経営状況の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定に基づき、一般財団法人天草下島北部地域観光振興公社の経営状況を別冊のとおり報告する。

令和2年6月9日提出

天草市長 中 村 五 木

報告第7号

株式会社うしぶかの経営状況の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定に基づき、株式会社うしぶかの経営状況を別冊のとおり報告する。

令和2年6月9日提出

天草市長 中 村 五 木

報告第8号

株式会社プラスファイブの経営状況の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定に基づき、株式会社プラスファイブの経営状況を別冊のとおり報告する。

令和2年6月9日提出

天草市長 中 村 五 木

報告第9号

有限会社愛夢里の経営状況の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定に基づき、有限会社愛夢里の経営状況を別冊のとおり報告する。

令和2年6月9日提出

天草市長 中 村 五 木

議第 56 号

天草市税条例の一部を改正する条例の制定について

天草市税条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 2 年 6 月 9 日提出

天草市長 中 村 五 木

天草市税条例の一部を改正する条例

(天草市税条例の一部改正)

第 1 条 天草市税条例（平成 18 年天草市条例第 54 号）の一部を次のように改正する。

第 24 条第 1 項第 2 号中「寡夫」を「ひとり親」に改める。

第 34 条の 2 中「第 12 項」を「第 11 項」に、「寡婦（寡夫）控除額」を「寡婦控除額、ひとり親控除額」に、「第 7 項」を「第 6 項」に改める。

第 36 条の 2 第 1 項ただし書中「第 314 条の 2 第 5 項」を「第 314 条の 2 第 4 項」に改める。

第 74 条の 2 の次に次の 1 条を加える。

(現所有者の申告)

第 74 条の 3 現所有者（法第 384 条の 3 に規定する現所有者をいう。以下この条及び次条において同じ。）は、現所有者であることを知った日の翌日から 3 月を経過した日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

- (1) 土地又は家屋の現所有者の住所、氏名又は名称、次号に規定する個人との関係及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所、氏名又は名称及び同号に規定する個人との関係）
- (2) 土地又は家屋の所有者として登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に登記又は登録がされている個人が死亡している場合における当該個人の住所及び氏名
- (3) その他市長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項

第 75 条第 1 項中「又は」を「若しくは」に、「によって」を「により」に改め、「もの」の次に「又は現所有者のうち前条の規定により申告すべき事項について正当な理由がなくて

申告をしなかったもの」を加える。

第94条第2項に次のただし書を加える。

ただし、1本当たりの重量が0.7グラム未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの1本をもって紙巻たばこの0.7本に換算するものとする。

第94条第4項中「左欄に掲げる製造たばこ」の次に「(同項ただし書に規定する葉巻たばこを除く。)」を加え、「第3項第1号」を「前項第1号」に改める。

附則第3条の2第1項中「(第140条の7において準用する場合を含む。)」を削り、「特例基準割合(当該年の前年に)」を「延滞金特例基準割合(平均貸付割合()に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。次項において同じ。))」に、「この条において同じ」を「この項において同じ」に改め、「(以下この条において「特例基準割合適用年」という。))」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改め、同条第2項中「特例基準割合適用年中」を「各年の平均貸付割合に年0.5パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中」に、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合と」を「当該加算した割合と」に改める。

附則第4条第1項中「特例基準割合」を「加算した割合」に改める。

附則第10条中「法附則第15条から第15条の3の2まで」の次に「、第61条又は第62条」を、「又は附則第15条から第15条の3の2まで」の次に「、第61条若しくは第62条」を加える。

附則第10条の2中第14項を第16項とし、第13項を第14項とし、同項の次に次の1項を加える。

15 法附則第15条第47項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

附則第10条の2中第12項を第13項とし、第9項から第11項までを1項ずつ繰り下げ、第8項の次に次の1項を加える。

9 法附則第15条第30項第2号ハに規定する条例で定める割合は、4分の3とする。

附則第10条の2に次の1項を加える。

17 法附則第62条に規定する条例で定める割合は、0とする。

附則第15条の2中「令和2年9月30日」を「令和3年3月31日」に改める。

附則第17条第1項中「第35条の2第1項」の次に「、第35条の3第1項」を加える。

附則第17条の2第3項中「第35条の2」を「第35条の3」に改める。

附則に次の一条を加える。

(新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続等)

第23条 第9条第7項の規定は、法附則第59条第3項において準用する法第15条の2第8項に規定する条例で定める期間について準用する。

第2条 天草市税条例の一部を次のように改正する。

第19条中「第321条の8第22項及び第23項の申告書に」を「第321条の8第34項及び第35項の申告書に」に、「においては」を「には」に改め、同条第4号中「によって」を「により」に改め、同条第5号中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に改め、同条第6号中「第321条の8第22項及び第23項」を「第321条の8第34項及び第35項」に改める。

第20条中「及び第4項」を削り、「並びに」を「及び」に改める。

第23条第3項中「規定する収益事業」の次に「(以下この項及び第31条第2項の表第1号において「収益事業」という。)」を加え、「第31条第2項の表の第1号」を「同号」に、「第48条第10項から第12項まで」を「第48条第9項から第16項まで」に改める。

第31条第2項の表第1号才中「第292条第1項第4号の5」を「第292条第1項第4号の2」に改め、同条第3項中「、同項第2号の連結事業年度開始の日から6月の期間若しくは同項第3号の連結法人税額の課税標準の算定期間又は同項第4号」を「若しくは同項第2号の期間又は同項第3号」に改める。

第48条第1項中「第4項、第19項、第22項及び第23項」を「第31項、第34項及び第35項」に、「第10項、第11項及び第13項」を「第9項、第10項及び第12項」に、「第4項、第19項及び第23項」を「第31項及び第35項」に、「同条第22項」を「同条第34項」に、「第3項」を「第2項後段」に改め、同条第2項中「第66条の7第5項及び第11項又は第68条の91第4項及び第10項」を「第66条の7第4項及び第10項」に、「第321条の8第24項」を「第321条の8第36項」に改め、同条第3項中「第66条の9の3第4項及び第10項又は第68条の93の3第4項及び第10項」を「第66条の9の3第3項及び第9項」に、「第321条の8第25項」を「第321条の8第37項」に改め、同条第4項中「第321条の8第26項」を「第321条の8第38項」に改め、同条第5項中「第321条の8第22項」を「第321条の8第34項」に、「同条第21項」を「同条第33項」に、「、第4項又は第19項」を「又は第3

1項」に、「同条第23項」を「同条第35項」に改め、同条第6項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第22項」を「同条第34項」に、「第321条の8第23項」を「第321条の8第35項」に改め、同条第7項中「第321条の8第22項」を「第321条の8第34項」に、「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に改め、同項第2号中「第321条の8第23項」を「第321条の8第35項」に改め、同条第9項を削り、同条第10項中「第321条の8第42項」を「第321条の8第52項」に、「同条第42項」を「同条第52項」に、「第12項」を「第11項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第11項を同条第10項とし、同条第12項中「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第11項とし、同条第13項中「第10項」を「第9項」に、「第75条の4第2項」を「第75条の5第2項」に改め、同項を同条第12項とし、同条第14項を同条第13項とし、同条第15項中「第13項」を「第12項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第14項とし、同条第16項中「第13項前段」を「第12項前段」に、「第321条の8第51項」を「第321条の8第61項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第15項とし、同条第17項中「第13項後段」を「第12項後段」に、「第15項」を「第14項」に、「第75条の4第3項若しくは第6項（同法第81条の24の3第2項において準用する場合を含む。）」を「第75条の5第3項若しくは第6項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第16項とする。

第50条第2項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第23項」を「同条第35項」に、「、第2項又は第4項」を「又は第2項」に改め、同条第3項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に改め、「（同条第2項又は第4項に規定する申告書を提出すべき法人が連結子法人の場合には、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人（法人税法第2条第12号の6の7に規定する連結親法人をいう。以下この項において同じ。）若しくは連結完全支配関係があった連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定を受けたこと。次項第2号において同じ。）」を削り、同条第4項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に改める。

第52条第4項から第6項までを削る。

第94条第2項ただし書中「0.7グラム」を「1グラム」に、「0.7本」を「1本」に改める。

附則第3条の2第2項中「及び第4項」を削る。

第3条 天草市税条例の一部を次のように改正する。

附則第10条中「第61条又は第62条」を「第63条又は第64条」に、「第61条若しくは第62条」を「第63条若しくは第64条」に改める。

附則第10条の2第17項中「附則第62条」を「附則第64条」に改める。

附則に次の2条を加える。

(新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例)

第24条 所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和2年法律第25号。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。）第5条第4項に規定する指定行事のうち、市長が指定するものの中止若しくは延期又はその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄を同条第1項に規定する指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に法附則第60条第4項に規定する市町村放棄払戻請求権相当額の法第314条の7第1項第3号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、第34条の7の規定を適用する。

(新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例)

第25条 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条第4項の規定の適用を受けた場合における附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは、「令和16年度」とする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中天草市税条例第94条第2項にただし書を加える改正規定及び同条第4項の改正規定並びに附則第6条の規定 令和2年10月1日
- (2) 第1条中天草市税条例第24条第1項第2号、第34条の2及び第36条の2第1項ただし書の改正規定並びに同条例附則第3条の2、第4条第1項、17条第1項及び第17条の2第3項の改正規定並びに第3条の規定並びに次条並びに附則第3条の規定 令和3年1月1日
- (3) 第2条中天草市税条例第94条第2項ただし書の改正規定及び附則第7条の規定 令和3年10月1日
- (4) 第2条（前号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第4条の規定 令和4年4月1日

(延滞金に関する経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の天草市税条例（以下「新条例」という。）附則第3条の2の規定は、前条第2号に掲げる規定の施行の日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

(市民税に関する経過措置)

第3条 新条例第24条第1項（第2号に係る部分に限る。）、第34条の2及び第36条の2第1項の規定は、令和3年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和2年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 令和3年度分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る新条例第36条の2第1項の規定の適用については、同項ただし書中「地震保険料控除額」とあるのは、「地震保険料控除額、ひとり親控除額（地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）第1条の規定による改正前の法（以下「旧法」という。）第292条第1項第11号に規定する寡婦（旧法第314条の2第3項の規定に該当するものに限る。）又は旧法第292条第1項第12号に規定する寡夫である第23条第1項第1号に掲げる者に係るものを除く。））」とする。

第4条 附則第1条第4号に掲げる規定による改正後の天草市税条例の規定中法人の市民税に関する部分は、同号に掲げる規定の施行の日（以下この項及び次項において「4号施行日」という。）以後に開始する事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）第3条の規定（同法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法（昭和40年法律第34号。以下この条において「4年旧法人税法」という。）第2条第12号の7に規定する連結子法人（次項において「連結子法人」という。）の連結親法人事業年度（4年旧法人税法第15条の2第1項に規定する連結親法人事業年度をいう。次項において同じ。）が4号施行日前に開始した事業年度を除く。）分の法人の市民税について適用する。

2 4号施行日前に開始した事業年度（連結子法人の連結親法人事業年度が4号施行日前に開始した事業年度を含む。）分の法人の市民税及び4号施行日前に開始した連結事業年度（4年旧法人税法第15条の2第1項に規定する連結事業年度をいう。以下この項において同じ。）（連結子法人の連結親法人事業年度が4号施行日前に開始した連結事業年度を含む。）分の法人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第5条 新条例第74条の3の規定は、この条例の施行の日以後に、同条に規定する現所有者

であることを知った者について適用する。

（市たばこ税に関する経過措置）

第6条 附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった葉巻たばこに係る市たばこ税については、なお従前の例による。

第7条 附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった葉巻たばこに係る市たばこ税については、なお従前の例による。

（提案理由）

地方税法（昭和25年法律第226号）の一部改正に伴い、条例を改正する必要がある。これが、この条例を提出する理由である。

議第 57 号

天草市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について

天草市都市計画税条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 2 年 6 月 9 日提出

天草市長 中 村 五 木

天草市都市計画税条例の一部を改正する条例

(天草市都市計画税条例の一部改正)

第 1 条 天草市都市計画税条例（平成 18 年天草市条例第 55 号）の一部を次のように改正する。

附則第 16 項中「平成 30 年法律 3 号」を「平成 30 年法律第 3 号」に改め、同項を附則第 17 項とし、附則第 15 項中「又は第 15 条の 3」を「、第 15 条の 3 又は第 61 条」に改め、「第 15 条の 3 まで」の次に「若しくは第 61 条」を加え、同項を附則第 16 項とし、附則第 14 項中「附則第 6 項及び第 8 項」を「附則第 7 項及び第 9 項」に、「附則第 6 項及び第 9 項」を「附則第 7 項及び第 10 項」に、「附則第 7 項、第 9 項及び第 10 項」を「附則第 8 項、第 10 項及び第 11 項」に、「附則第 9 項から第 11 項まで」を「附則第 10 項から第 12 項まで」に、「附則第 11 項」を「附則第 12 項」に、「附則第 12 項及び」を「附則第 13 項及び」に改め、同項を附則第 15 項とし、附則第 13 項中「附則第 11 項」を「附則第 12 項」に改め、同項を附則第 14 項とし、附則第 12 項を附則第 13 項とし、附則第 11 項を附則第 12 項とし、附則第 10 項中「附則第 6 項」を「附則第 7 項」に改め、同項を附則第 11 項とし、附則第 9 項中「附則第 6 項」を「附則第 7 項」に改め、同項を附則第 10 項とし、附則第 8 項中「附則第 6 項」を「附則第 7 項」に改め、同項を附則第 9 項とし、附則第 5 項から附則第 7 項までを 1 項ずつ繰り下げ、附則第 4 項の次に次の 1 項を加える。

(法附則第 15 条第 47 項の条例で定める割合)

5 法附則第 15 条第 47 項の条例で定める割合は、3分の2とする。

第 2 条 天草市都市計画税条例の一部を次のように改正する。

附則第16項中「第61条」を「第63条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年1月1日から施行する。

(提案理由)

地方税法（昭和25年法律第226号）の一部改正に伴い、条例を改正する必要がある。これが、この条例を提出する理由である。

議第 58 号

天草市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

天草市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 2 年 6 月 9 日提出

天草市長 中 村 五 木

天草市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

天草市国民健康保険税条例（平成 18 年天草市条例第 56 号）の一部を次のように改正する。

附則第 20 項及び第 21 項中「第 35 条の 2 第 1 項」の次に「、第 35 条の 3 第 1 項」を加える。

附 則

この条例は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。

（提案理由）

地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の一部改正に伴い、条例を改正する必要がある。

これが、この条例を提出する理由である。

議第 59 号

天草市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

天草市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 2 年 6 月 9 日提出

天草市長 中 村 五 木

天草市国民健康保険条例の一部を改正する条例

天草市国民健康保険条例(平成 18 年天草市条例第 145 号)の一部を次のように改正する。

附則に次の 6 項を加える。

(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金)

- 5 給与等(所得税法(昭和 40 年法律第 33 号)第 28 条第 1 項に規定する給与等をいい、賞与(健康保険法(大正 11 年法律第 70 号)第 3 条第 6 項に規定する賞与をいう。)を除く。以下同じ。)の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき(新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成 24 年法律第 31 号)附則第 1 条の 2 に規定する新型コロナウイルス感染症に感染したとき、又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるときに限る。)は、その労務に服することができなくなった日から起算して 3 日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。
- 6 傷病手当金の額は、1 日につき、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した 3 月間の給与等の収入の額の合計額を就労日数で除した金額(その額に、5 円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5 円以上 10 円未満の端数があるときは、これを 10 円に切り上げるものとする。)の 3 分の 2 に相当する金額(その金額に、50 銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、50 銭以上 1 円未満の端数があるときは、これを 1 円に切り上げるものとする。)とする。ただし、健康保険法第 40 条第 1 項に規定する標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の 30 分の 1 に相当する金額の 3 分の 2 に相当する金額を超えるときは、その金額とする。
- 7 傷病手当金の支給期間は、その支給を始めた日から起算して 1 年 6 月を超えないものとする

る。

(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金と給与等との調整)

- 8 新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われる場合において給与等の全部又は一部を受けることができる者に対しては、これを受けることができる期間は、傷病手当金を支給しない。ただし、その受けすることができる給与等の額が、附則第6項の規定により算定される額より少ないときは、その差額を支給する。
- 9 前項に規定する者が、新型コロナウイルス感染症に感染した場合において、その受けすることができるはずであった給与等の全部又は一部につき、その全額を受けることができなかつたときは傷病手当金の全額、その一部を受けることができなかつた場合においてその受けた額が傷病手当金の額より少ないときはその額と傷病手当金との差額を支給する。ただし、同項ただし書の規定により傷病手当金の一部を受けたときは、その額を支給額から控除する。
- 10 前項の規定により市が支給した金額は、当該被保険者を使用する事業所の事業主から徴収する。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の附則第5項から第10項までの規定は、傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日から規則で定める日までの間に属する場合に適用する。

(提案理由)

傷病手当金を支給することに伴い、条例を改正する必要がある。

これが、この条例を提出する理由である。

議第 60 号

天草市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について

天草市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 2 年 6 月 9 日提出

天草市長 中 村 五 木

天草市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

天草市後期高齢者医療に関する条例（平成 20 年天草市条例第 11 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中第 9 号を第 10 号とし、第 8 号の次に次の 1 号を加える。

(9) 広域連合条例附則第 5 条第 1 項の規定による傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

後期高齢者医療における傷病手当金の支給に伴い、条例を改正する必要がある。

これが、この条例を提出する理由である。

議第 6 1 号

天草市宮地岳観光交流施設かかしの里条例の制定について

天草市宮地岳観光交流施設かかしの里条例を次のように制定するものとする。

令和 2 年 6 月 9 日提出

天草市長 中 村 五 木

天草市宮地岳観光交流施設かかしの里条例

(設置)

第 1 条 観光客と地域住民の交流の場を提供することにより地域の活性化を図るとともに、観光及び地域の情報の発信の充実を図り、もって天草市の観光の振興に寄与することを目的として、天草市宮地岳観光交流施設かかしの里（以下「交流施設」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 交流施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
天草市宮地岳観光交流施設かかしの里	天草市宮地岳町 5 5 1 6 番 1

(施設)

第 3 条 交流施設には、次の施設を設ける。

- (1) 観光情報・地域情報等提供施設
- (2) かかし展示施設
- (3) 地場産品販売施設
- (4) 多目的広場

(業務の範囲)

第 4 条 交流施設は、第 1 条の目的を達成するため次に掲げる業務を行う。

- (1) 観光情報及び地域情報の発信に関する事。
- (2) 交流施設の管理及び運営に関する事。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、市長が管理運営上必要と認める事項に関する事。

(休館日等)

第 5 条 交流施設の休館日及び利用時間は、規則で定める。

(入館の制限)

第6条 市長は、公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがある者に対し入館を拒み、又は退館を命ずることができる。

(指定管理者による管理)

第7条 交流施設の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

2 前項の規定により交流施設の管理を指定管理者に行わせる場合にあつては、指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 第4条各号に掲げる業務

(2) 前号に掲げるもののほか、交流施設の管理及び運営に関する事務のうち、市長が必要があると認める業務

3 第1項の規定により交流施設の管理を指定管理者に行わせる場合は、当該指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、交流施設の休館日及び開館時間を変更することができる。

(損害賠償)

第8条 故意又は過失により交流施設を損傷し、又は滅失した者は、これによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、損害賠償義務の全部又は一部を免除することができる。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(提案理由)

公の施設の設置及びその管理に関する事項は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定により、条例で定める必要がある。

これが、この条例を提出する理由である。

議第 6 2 号

指定管理者の指定について

天草市在宅介護支援サテライト施設条例（平成 1 8 年天草市条例第 1 3 7 号）第 1 7 条第 1 項の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定するものとする。

令和 2 年 6 月 9 日提出

天草市長 中 村 五 木

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称
在宅介護支援サテライト施設うしぶか
- 2 指定管理者となる団体
天草市五和町御領 2 9 4 3 番地
社会福祉法人天草市社会福祉協議会
- 3 指定の期間
令和 2 年 1 0 月 1 日から令和 4 年 3 月 3 1 日まで

（提案理由）

指定管理者の指定をしようとするときは、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議第63号

公有水面埋立免許に関する意見を述べることについて

公有水面埋立免許に関しては、免許権者（熊本県知事）に対し、次のとおり意見を述べるものとする。

令和2年6月9日提出

天草市長 中村五木

1 出願者の住所及び氏名

熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号 道路管理者 熊本県

2 埋立位置及び埋立区域

(1) 埋立位置

天草市志柿町字東大迫7013番14、7013番13、7013番2、7013番11、7013番9、7013番12、7016番2及びこれらの区域に隣接介在する道路地先公有水面

(2) 埋立区域

次の①の地点から⑧の地点を順次に直線で結んだ線及①の地点と⑧の地点を結ぶ昭和50年の秋分の満潮位（C.D.L+3.89m）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

①の地点 基点 3級基準点（北緯32度27分10.44秒、東経130度12分34.63秒）から91度21分56秒121.65mの地点

②の地点 ①の地点から 344度51分39秒 16.04mの地点

③の地点 ②の地点から 254度51分43秒 0.43mの地点

④の地点 ③の地点から 344度51分41秒 7.16mの地点

⑤の地点 ④の地点から 74度51分43秒 0.43mの地点

⑥の地点 ⑤の地点から 344度54分42秒 5.06mの地点

⑦の地点 ⑥の地点から 74度17分06秒 4.85mの地点

⑧の地点 ⑦の地点から 78度04分35秒 6.78mの地点

⑨の地点	⑧の地点から	79度11分30秒	6.77mの地点
⑩の地点	⑨の地点から	79度12分05秒	7.43mの地点
⑪の地点	⑩の地点から	78度11分25秒	7.40mの地点
⑫の地点	⑪の地点から	76度10分20秒	7.40mの地点
⑬の地点	⑫の地点から	74度12分28秒	7.35mの地点
⑭の地点	⑬の地点から	72度12分06秒	7.35mの地点
⑮の地点	⑭の地点から	113度16分48秒	5.81mの地点
⑯の地点	⑮の地点から	68度43分05秒	10.08mの地点
⑰の地点	⑯の地点から	66度04分21秒	9.79mの地点
⑱の地点	⑱の地点から	63度25分02秒	10.13mの地点
⑲の地点	⑲の地点から	60度42分41秒	10.22mの地点
⑳の地点	⑳の地点から	66度00分42秒	9.95mの地点
㉑の地点	㉑の地点から	156度02分49秒	1.23mの地点

3 埋立地の用途

道路敷	1,032.70平方メートル
護岸敷	400.44平方メートル
合計	1,433.14平方メートル

4 埋立地の面積

1,433.14平方メートル

意見 公有水面埋立免許をされることについては、何ら異議ありません。

(提案理由)

埋立免許権者に対して公有水面埋立免許に関する意見を述べようとするときは、公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第3条第4項の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議第 6 4 号

市道路線の認定及び廃止について

市道の路線を次のように認定及び廃止するものとする。

令和 2 年 6 月 9 日提出

天草市長 中 村 五 木

1 認定する路線

路線番号	路線名	起 点	終 点	総延長 m	道路敷 幅員m
3 3 4 1	浄南 9 号線	天草市浄南町 7 1 番 1 地先	天草市浄南町 7 1 番 1 4 地先	178.9	6.0~ 10.0
3 1 9 2	古寺 3 号線	天草市亀場町亀川字 新涯 1 6 3 4 番 1 0 地先	天草市亀場町亀川字 新涯 1 6 4 8 番 5 地 先	103.5	5.0~ 10.0

2 廃止する路線

路線番号	路線名	起 点	終 点	総延長 m	道路敷 幅員m
3 1 9 2	古寺 3 号線	天草市亀場町亀川字 新涯 1 6 3 4 番 1 0 地先	天草市亀場町亀川字 新涯 1 6 5 3 番 7 地 先	55.9	6.0~ 8.1

(提案理由)

市道の路線を認定及び廃止するには、道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 8 条第 2 項及び第 1 0 条第 3 項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議第 6 5 号

令和 2 年度天草市一般会計補正予算（第 4 号）

令和 2 年度天草市の一般会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 416,367 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 61,661,457 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 2 年 6 月 9 日提出

天草市長 中 村 五 木

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
14 使用料及び手数料		643,561	△ 15,000	628,561
	1 使用料	463,345	△ 15,000	448,345
15 国庫支出金		15,056,682	435,140	15,491,822
	2 国庫補助金	9,792,853	435,140	10,227,993
16 県支出金		3,896,042	6,300	3,902,342
	2 県補助金	1,259,292	6,300	1,265,592
19 繰入金		3,181,283	△ 10,073	3,171,210
	2 基金繰入金	3,181,283	△ 10,073	3,171,210
補正されなかった款項に係る額		38,467,522		38,467,522
歳入合計		61,245,090	416,367	61,661,457

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 民生費		25,154,232	38,767	25,192,999
	2 高齢者福祉費	4,471,891	2,055	4,473,946
	3 児童福祉費	6,353,454	36,712	6,390,166
5 農林水産業費		2,412,158	12,600	2,424,758
	3 水産業費	647,761	12,600	660,361
6 商工費		1,602,024	365,000	1,967,024
	1 商工費	1,602,024	365,000	1,967,024
補正されなかった款項に係る額		32,076,676		32,076,676
歳出合計		61,245,090	416,367	61,661,457

議第66号

令和2年度天草市一般会計補正予算（第5号）

令和2年度天草市の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ306,672千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ61,968,129千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の追加及び変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和2年6月9日提出

天草市長 中 村 五 木

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		15,491,822	95,814	15,587,636
	2 国庫補助金	10,227,993	95,814	10,323,807
16 県支出金		3,902,342	108,196	4,010,538
	2 県補助金	1,265,592	107,996	1,373,588
	3 県委託金	169,182	200	169,382
19 繰入金		3,171,210	△ 32,238	3,138,972
	2 基金繰入金	3,171,210	△ 32,238	3,138,972
21 諸収入		769,068	13,500	782,568
	5 雑入	577,742	13,500	591,242
22 市債		4,225,800	121,400	4,347,200
	1 市債	4,225,800	121,400	4,347,200
補正されなかった款項に係る額		34,101,215		34,101,215
歳入合計		61,661,457	306,672	61,968,129

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		8,625,333	21,714	8,647,047
	1 総務管理費	7,949,094	21,714	7,970,808
4 衛生費		6,202,673	3,572	6,206,245
	5 病院費	1,095,788	3,572	1,099,360
5 農林水産業費		2,424,758	9,150	2,433,908
	3 水産業費	660,361	9,150	669,511
6 商工費		1,967,024	107,896	2,074,920
	1 商工費	1,967,024	107,896	2,074,920
7 土木費		4,215,291	158,920	4,374,211
	2 道路橋梁費	1,237,611	158,920	1,396,531
8 消防費		2,055,191	4,920	2,060,111
	1 消防費	2,055,191	4,920	2,060,111
9 教育費		3,464,132	500	3,464,632
	1 教育総務費	1,110,019	500	1,110,519
補正されなかった款項に係る額		32,707,055		32,707,055
歳出合計		61,661,457	306,672	61,968,129

第2表 地方債補正

1 追加

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
資料館整備事業	2,800	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借 り入れる資金について、利率の 見直しを行った後においては、 当該見直し後の利率)	政府資金についてはその融資条件 により、銀行その他の場合にはその 債権者と協定するものによる。た だし、市財政の都合により据置期間 及び償還期限を短縮し、又は繰上償 還もしくは低利に借換えすることが できる。

2 変更

(単位：千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
道路橋梁整備事業	449,900	証書借入 又は 証券発行	5.0%以 内 (ただし、利 率見直し方 式で借り入 れる資金に ついて、利 率の見直し を行った後 においては 、当該見直 し後の利率)	政府資金につ いてはその 融資条件に よる、銀行 その他の場 合にはその 債権者と 協定するも のによる。 ただし、市 財政の都合 により据置 期間及び償 還期限を短 縮し、又は 繰上償還 もしくは低 利に借換え することが できる。	565,500	補正前 に同じ	補正前 に同じ	補正前 に同じ
消防防災施設整備事業	242,300	〃	〃	〃	245,300	〃	〃	〃

議第67号

令和2年度天草市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

令和2年度天草市の国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12,472,592千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年6月9日提出

天草市長 中 村 五 木

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5 県支出金		9,641,674	5,000	9,646,674
	1 県負担金・補助金	9,641,674	5,000	9,646,674
補正されなかった款項に係る額		2,825,918		2,825,918
歳入合計		12,467,592	5,000	12,472,592

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 保険給付費		9,394,333	5,000	9,399,333
	6 傷病手当金	0	5,000	5,000
補正されなかった款項に係る額		3,073,259		3,073,259
歳 出 合 計		12,467,592	5,000	12,472,592

議第68号

令和2年度天草市国民健康保険診療施設特別会計補正予算（第1号）

令和2年度天草市の国民健康保険診療施設特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,572千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ245,625千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年6月9日提出

天草市長 中 村 五 木

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5 繰入金		91,405	3,572	94,977
	1 一般会計繰入金	91,405	3,572	94,977
補正されなかった款項に係る額		150,648		150,648
歳入合計		242,053	3,572	245,625

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務管理費		203,336	3,572	206,908
	1 総務管理費	203,336	3,572	206,908
補正されなかった款項に係る額		38,717		38,717
歳出合計		242,053	3,572	245,625

議第69号

令和2年度天草市斎場事業特別会計補正予算（第1号）

令和2年度天草市の斎場事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、
「第1表 債務負担行為」による。

令和2年6月9日提出

天草市長 中 村 五 木

第1表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
天草市営天草本渡斎場指定管理料	令和3年度～令和5年度	46,101

令和2年度天草市病院事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 令和2年度天草市の病院事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和2年度天草市病院事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）		（補正予定額）	（計）
		収 入		
第1款 病院事業収益	3,964,519 千円		31,236 千円	3,995,755 千円
第2項 医業外収益	694,809 千円		31,236 千円	726,045 千円
		支 出		
第1款 病院事業費用	3,962,301 千円		31,236 千円	3,993,537 千円
第1項 医業費用	3,892,083 千円		31,236 千円	3,923,319 千円

（資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条本文括弧書中、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額「13,617 千円」を「15,888 千円」に、過年度分損益勘

定留保資金「237,119千円」を「234,848千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)		(計)
		収 入	支 出	
第1款 資本的収入	237,966千円	24,977千円		262,943千円
第3項 県補助金	4,442千円	24,977千円		29,419千円
			支 出	
第1款 資本的支出	488,702千円		24,977千円	513,679千円
第1項 建設改良費	149,786千円		24,977千円	174,763千円

第4条 予算第9条の次に次の1条を加える。

(債務負担行為)

第10条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
医療事務業務委託料（新和）	令和3年度～令和4年度	28,310千円

令和2年6月9日提出

天草市長 中 村 五 木